

紫波町町有財産活用（旧片寄小学校） 実施方針

令和 5 年 10 月

紫 波 町

目 次

目次

1	対象町有財産	2
2	学校跡地活用の基本方針	4
3	旧片寄小学校活用の実施方針	5
4	今後の進め方	6

紫波町町有財産活用（旧片寄小学校）実施方針

町は、昨今の学校の小規模化に伴う諸課題に対応するため、平成31年3月に紫波町立学校再編基本計画を策定し学校再編に取り組んでいます。

この学校再編により生じた空き校舎及びその敷地（以下、「空き校舎等」という。）について、有効かつ適正に活用・運用を図り、地域や町民、民間企業による持続的な活用を推進するため、その基本的な考え方を示した「紫波町学校跡地活用基本方針」（以下、「基本方針」という。）を令和3年3月に策定しました。

紫波町町有財産活用事業（旧片寄小学校）実施方針（以下、「実施方針」という。）は、空き校舎等がある片寄地区の地域特性やニーズ、民間市場の動向を捉えながら、より具体的な考え方を示し、民間事業者への空き校舎等の貸付などにより持続的な活用を推進し、もって「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に資することを目的とします。

民間事業者とは…

民間企業のみならず、地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含めた民間で事業を行うおうとする者のことを言います。

1 対象町有財産

(1) 所在地：紫波町片寄字野崎 95 番地 7 他

(2) 事業対象敷地面積：15,875 m²

うち、建物敷地：4,329 m²
 屋外運動場：6,709 m²
 運動場附属用地：2,368 m²
 プール用地：1,460 m²
 その他（田）：1,009 m²

(3) 校舎の築年数、構造、床面積

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
教室棟	昭和 41 年 12 月	鉄筋コンクリート 2 階建て	1,256 m ²	
家庭科室	昭和 35 年 9 月	木造平屋建て	66 m ²	
廊下	昭和 56 年 12 月	木造平屋建て	10 m ²	
便所	平成 13 年 3 月	木造平屋建て	26 m ²	

(4) 保有教室数：普通教室 6 室

理科室、音楽室、家庭科室、図書室、多目的教室 各 1 室

(5) 耐震改修：耐震改修済み Is=0.73（平成 21 年）

(6) 都市計画区域等：都市計画区域内（非線引き）

指定容積率 200%／建ぺい率 70%

(7) 上下水道：公営水道／農業集落排水

※宅地内の水道配管に漏水が見られますので、使用する場合は改修が必要です。

(8) 交通アクセス：東北自動車道 紫波 I C から約 3.6 km

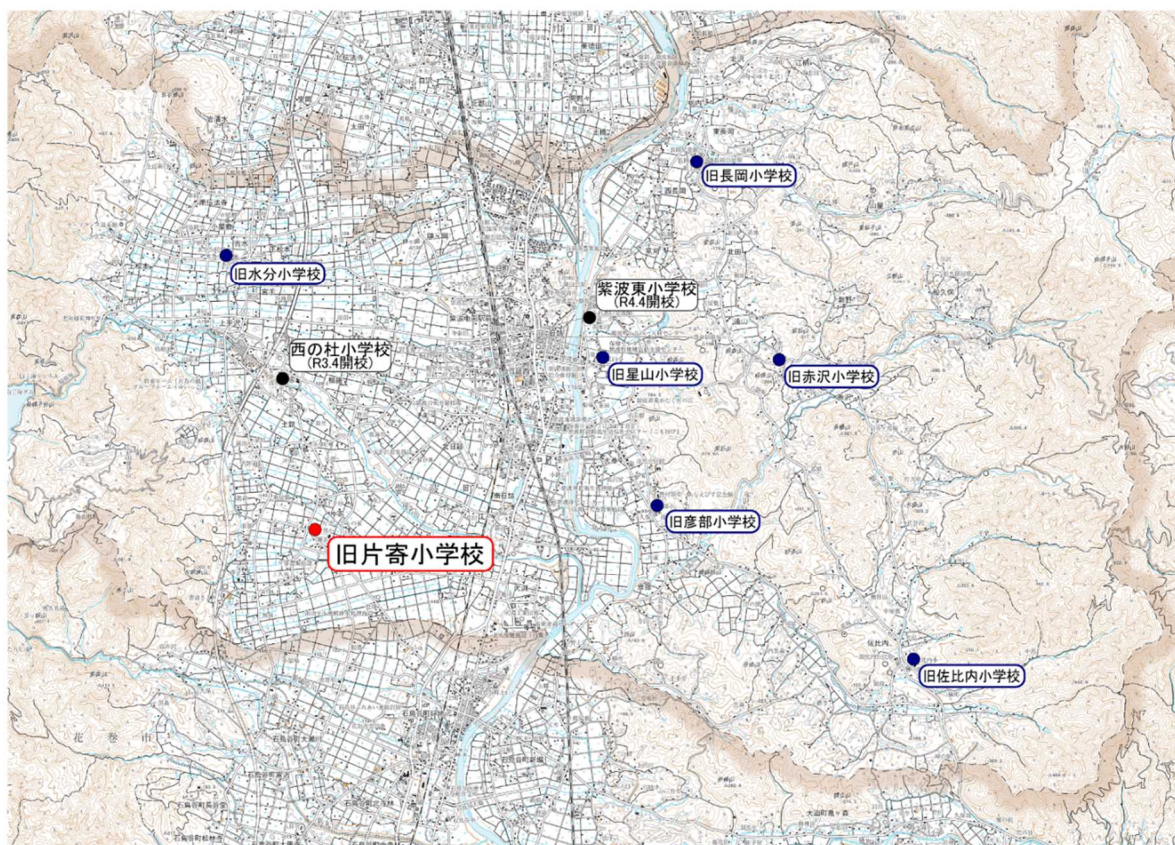
東北本線 日詰駅から約 5.2 km

紫波中央駅から約 5.6 km

(9) 附属施設

名 称	建 築 年	構 造	面 積	備 考
体育館	昭和 56 年 3 月	鉄骨造平屋建て	708 m ²	耐震診断済
物置	昭和 41 年 12 月	鉄骨造平屋建て	32 m ²	
物置	昭和 62 年 1 月	木造平屋建て	12 m ²	
物置	昭和 54 年 7 月	鉄骨造平屋建て	10 m ²	
プール専用附属室	平成 17 年 3 月	木造平屋建て	62 m ²	
プール	平成 16 年	ステンレス（無塗装）	300 m ²	

■ 旧片寄小学校の位置



■ 地域特性

片寄地域は、町の西部に位置し、花巻市と隣接しています。盛岡和賀線、盛岡石鳥谷線、志和石鳥谷線と三本の県道が縦断しています。特に、志和石鳥谷線は対象町有財産に接して通っています。

水田が多く見られるほか、きゅうりやトマト、じゃがいもなどの畑や畜産なども行われており、複合型経営が展開されてきました。

南部杜氏発祥の地として、農閑期には全国に酒造りの出稼ぎとして出向いた農家も多く、専用田により米造りから一貫した酒造りをしている酒蔵などがあります。

また、対象町有財産に隣接して農村公園やこどもの家（学童施設）があります。

2 学校跡地活用の基本方針

基本方針では、「暮らし心地の良いまち」、「環境と福祉のまち」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、民間事業者等による利活用の際の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とし、地域資源を活かし持続する産業と雇用を創り出し、未来を担う柔軟でしたたかな人材を育てる場として活用することとしています。

～基本方針からの抜粋～

空き校舎等の活用は、7つの空き校舎等を活用することにより、町の課題解決につなげ持続可能なエリアにしていくことが大切です。

第三次紫波町総合計画および紫波町都市計画マスタープランにおいて町が目指すまちづくりの将来像である「暮らし心地の良いまち」、「楽しく活力のある「環境と福祉のまち」」の実現に向けた空き校舎等の活用につなげるために、「5-1-(1) サウンディング（対話）型民間市場調査」において応募のあった提案内容を踏まえ、民間事業者等による利活用の基本コンセプトを「産業の振興」と「人材の育成」とします。

【産業の振興】

真に持続する地域を創り出すために必要なことは、まず地場産業を振興することです。それは、既存の地場産業を新しい時代に即した地場産業へとリノベーション※を行うこと及びエネルギー産業やオーガニック（有機的）な食産業、グリーンツーリズム※等の食農観光のような新しい産業を創り出すことです。これらを促進し、地域経済循環を生み出していくことにより、良質な雇用が生み出されます。

【人材の育成】

加えて、持続可能な町を創るために中長期的に必要なことは、人材の育成です。様々な分野において、パブリックマインド※を持った地域の担い手を育成する必要があります。持続可能な地域を創り出せるしたたかな人材を育成するため、空き校舎等を新たな時代に適合した人材育成の場に変えていくことが必要です。小学校は、これまで子どもたちの義務教育の場としての役割を果たしてきました。その役割を終えた空き校舎等は今後も、その歴史を尊重して人材育成の場として活用することが望まれます。

※ リノベーション：用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること

※ グリーンツーリズム：農山漁村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ潜在的余暇活動

※ パブリックマインド：公共心。公共のためを思う心。社会一般の利益を図ろうとする精神。

町の目指すまちづくりの将来像である
「暮らし心地の良いまち」「環境と福祉のまち」の実現に向けて



3 旧片寄小学校活用の実施方針

町は、基本方針の策定にあたり、サウンディング（民間対話）型市場調査を行い市場性や活用アイデアの実現可能性を検討し、前述の民間事業者等による利活用の際の基本コンセプトを決定しました。

その基本方針策定のために実施したサウンディング型市場調査と、その後の、各施設の実施方針策定のために実施したサウンディング型市場調査において、片寄地域における農業に関連する事業について活用の可能性が示されました。

他方、令和5年3月に改定した紫波農業振興地域整備計画書では、「町内のほとんどの経営体が個人（世帯）経営であり、現状、農業所得だけで生計を立てることは非常に難しく、また、農業に携わることができる人材が限定的な個人（世帯）経営体では、規模拡大が望みにくい状況にある。」、「近年、食の多様化や社会情勢の変化により、米の消費が低迷しているため、ごく一部の大規模経営体を除いて、水田農業だけでは十分な農業所得を上げられない状態にある。」、「環境保全型の循環型農業を推進してきたが、資材等の価格が高騰し、労力にかかる費用も増大する状況下にあっては、その必要性を理解しながらもこの取組を継続することに難しさを感じている生産者も現れている。」と現状を捉えており、農業を取り巻く状況は、担い手不足、農作物の価格低迷、生産資材費の上昇などによって厳しい状況にあります。最近では、地域にある農地の集積・集約化を進めながら営農している法人や、耕畜連携に資する効率的・省力的な作物の導入を試みる経営体、また、新たな農法にチャレンジしようとする者も出てきています。これらの取り組みは、地域農業の特色として将来的な付加価値につながる可能性があります。

これらのことから、「高齢化が進み、担い手が減少していく社会の中にあっても、次の世代が営農し続けられる仕組みを造り、既存の生産基盤を維持しつつ、それぞれの地域における特色のある農業を時代に合った形で継続していく必要がある。」とし、上位目標に「今ある営農環境を次世代に継承するための持続可能な農業構造の構築」を掲げ、時代に合った農業を実現するために各種施策を推進しています。

地域をみると、片寄地域は米、麦、そばに加え、じゃがいも、トマト、きゅうり、きのこなど農産物の生産や肉用牛の飼育もされている地域です。このような地域性を生かし、特徴のある農業に取り組むことで農家の所得向上につながり、特色のある元気な地域となることが期待されます。

また、町内には、それぞれ地域の特徴を生かした農業の形があります。高収入作物の開発、昨今のIT、IoTの発展に伴うスマート農業の普及、農業と他分野（エネルギー分野やデジタル分野）を掛け合わせた複合経営等、これからの農業のあり方も一つではなく様々なアプローチが考えられます。

これらのことから、民間事業者による旧片寄小学校の活用の市場性を尊重し、また町の農業に関連する取り組みを踏まえ、

旧片寄小学校は、「ローカル（地域）カルチャー」をキーワードに、エネルギー分野やデジタル分野などの他分野との掛け合わせによるこれからの農産物の形を示しながら、若者をはじめとする多くの人が見ることができ、農業への関心を醸成し、農業者の創出・育成などにつながる拠点とするために活用することを方針とします。

カルチャー（culture）の語源は、ラテン語の耕作を意味する言葉（cultura）といわれており、カルチャー（culture）の付く言葉は agriculture [アグリカルチャー]：農業、Hydro-culture [ハイドロカルチャー]：水耕栽培、horticulture [ホーティカルチャー]：園芸など農耕に関連する言葉が様々あります。

片寄地域の特色を生かすとともに、他分野との掛け合わせによるこれからの農産業（〇〇カルチャー）の形を探り、若者をはじめとする多くの人が新しい農産業を、見て、関わり、チャレンジできる環境を作ること、そして、地元農家が有している技術等の継承を図れる環境を作ること、で、持続可能な産業としての農産業の普及と農業者の育成につなげていきます。

また、地元有志団体が行った地域での意見交換会で挙げられた内容を踏まえ、片寄地区のあらゆる世代の多様（農業、暮らし、健康、文化（カルチャー）など）なコミュニティの拠点となるような活用についても配慮されることが望ましいです。

農業の価値と魅力が高まり、農村の価値向上につながる拠点となることで、人も地域も元気になる活用を目指します。

4 今後の進め方

旧片寄小学校は、民間事業者への貸付による活用を予定しています。

基本方針、本実施方針、サウンディングおよび地元住民との意見交換等の結果を踏まえて活用事業者の募集要項を策定し、募集、事業者特定等の手続きを進めます。

なお、これまでのサウンディング等による民間事業者との関係性、経緯を鑑み、公募手続きの公平性を確保するため、町有財産の利活用検討の担当課である資産経営課が本実施方針および募集要項案の作成を行い、財産管理の担当課である財政課が活用事業者公募、特定、契約等の手続きを行うこととします。

紫波町町有財産活用事業（旧片寄小学校） 実施方針

令和5年10月2日 策定

紫波町 企画総務部 資産経営課